

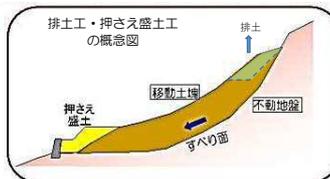
土砂・山崩れ等の被災に対する支援策（家裏：農村振興局所管支援事業一覧《農地地すべり対策》）

◎地すべり防止区域（農村振興局所管）で発生した土砂・山崩れ等を国や県の補助事業により復旧することができる場合があります。

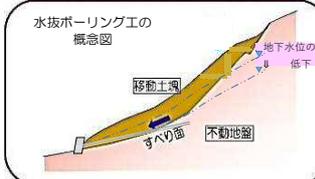
◆農地地すべり対策事業



【地すべりブロックの重量バランスを調整する工法】



【浅い位置の地下水を排除する水抜ボーリング工】



【（国庫）災害関連緊急地すべり対策事業】

- 要件： ① 農村振興局所管の地すべり防止区域内または、地すべり防止区域指定^(注1)予定区域内であること
 ② 以下のいずれかに該当すること
 (ア) 崩土が溪流、河川に流入し、下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの
 (イ) 重要な公共施設、公共建物に直接被害を及ぼすと認められるもの
 (ウ) 貯水量3万㎡以上のため池、関係面積100ha以上の用排水施設に直接被害を及ぼすと認められるもの
 (エ) 人家10戸以上または、農地10ha以上に直接被害を及ぼすと認められるもの
 ③ 1箇所事業費が6,000千円以下は除く
- 負担割合： (a) 溪流において施行するもの及びこれと一体となって直接溪流に土砂が排出することを防止するもの
 【国】2/3 【県】1/3
 (b) 上記溪流以外のもの 【国】1/2 【県】1/2

(注1) 〈地すべり防止区域指定基準〉

- 地すべり防止地域の面積が5ha以上のもので、次のいずれかに該当するもの
 ・貯水量3万㎡以上のため池、関係面積100ha以上の用排水施設、若しくは農道に被害を及ぼすおそれのあるもの
 ・農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの（農地5ha以上10ha未満であって当該地域の人家(1戸を1haで換算)の被害を合わせ相当するもの)
 ※既指定の地すべり防止区域の情報は、「マップOnしまね」より「地すべり防止区域（農村振興局所管）」を選択して確認下さい。

【県単県営緊急地すべり対策事業】

- 要件： ① 農村振興局所管の地すべり防止区域内または、地すべり防止区域指定^(注1)予定区域内であること
 ② 以下のいずれかに該当する小規模な防止工事であること
 (1) 多量の崩土が溪流または、河川に流入して下流河川に被害を及ぼすおそれのある場合
 (2) 鉄道（私鉄を含む）、国県市町村道、農・林・集落道及びその他公共施設に被害を及ぼすおそれのある場合
 (3) 官公署、学校、病院、集会所などの公共建物に被害を及ぼすおそれのある場合
 (4) 農地1ha^(※)以上及び農業用施設に被害を及ぼすおそれのある場合
 (※)（農地5a以上1ha未満であって、当該地域の人家(1戸を1haで換算)の被害を合わせ相当するもの)
 (5) 人家5戸以上に被害を及ぼすおそれのある場合
 (6) 県・市町村地域防災計画に搭載された、ため池、消防防災施設、避難路などに被害を及ぼすおそれのある場合
 ③ 防止工事の対象工法は、国庫補助事業の対象工法と同じであること
 ④ 緊急に事業を施行する必要が認められること
 ⑤ 1箇所事業費が1,000千円以上
- 負担割合： (a)：上記①～⑤の条件を全て満たす地すべり防止施設の本体工事 【県】100% 【その他】負担なし
 (b)：本体工事に合わせ受益が発生する場合 【県】50% 【その他】50%

【県単県営地すべり対策事業】

- 要件： ① 農村振興局所管の地すべり防止区域内（指定予定区域含む）及び地すべり危険地における対策工事であること
 ② 国から採択を受けた区域において国庫補助事業を補完することで計画的な対策の推進を図るものであること
 ③ 地すべり危険区域及び隣接地において落石防止等の対策を行うもの
- 負担割合： 【県】100% 【その他】負担なし

■詳しくは、管轄する県土整備事務所の農地地すべり担当課へご相談下さい。

■事業の担当窓口： 島根県農林水産部農地整備課 農道整備グループ

TEL 0852-22-6537